

○体育系利益相反委員会細則

〔平成23年10月1日〕
体育系部局細則第5号

体育系利益相反委員会細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、体育系に体育系利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置き、体育系の職員のヒトを対象とする研究及び厚生労働科学研究費補助金に応募するに当たり利益相反の観点からの審査が義務付けられている研究（以下「研究」という。）に生じる利益相反問題に適切に対処するとともに、体育系の職員の社会的信用及び名誉を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 利益相反に係る審査に関すること。
- (2) その他利益相反に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 体育系長（以下「系長」という。）
 - (2) 利益相反に関する識見を有する学外の学識経験者 2人
 - (3) その他系長が必要と認めた者 若干人
- 2 委員の指名又は委嘱は、系長が行う。
- 3 委員は、別に定める利益相反自己申告書を次条第1項に規定する委員長に提出しなければならない。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、系長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員（第3条第1項第1号の委員を除く。）の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、第3条第1項第2号に規定する委員が少なくとも1人以上出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員（第9条第2項の規定に該当する委員を除く。）の過半数の賛意をもって決するものとする。

(審査対象)

第7条 審査の対象は、体育系の教授、准教授、講師、助教及び特任助教（次項において「教員」という。）が体育系又は関連施設等で行う研究とする。

2 前項に定める者のほか、次の各号に掲げる者の研究を審査することができる。ただし、教員以外の者にあつては、教員の指導の下で行う研究に限る。

- (1) 体育系の研究員（国立大学法人筑波大学研究員受入規則（平成17年法人規則第53号）第2条に規定する研究員をいう。）
- (2) 体育芸術系支援室の技術職員
- (3) その他特に審査を希望する者

(審査手続)

第8条 研究を実施しようとする者（以下「申告者」という。）が、研究を実施する場合は、事前に別に定める利益相反自己申告書を委員長に提出するものとする。

(判定)

第9条 委員会は、利益相反自己申告書に基づき、研究の承認又は次の各号に掲げる措置の勧告を行うものとする。

- (1) 兼業先企業等の役員の辞任
 - (2) 未公開株式の譲渡
 - (3) その他必要な措置
- 2 委員が申告者である場合又は委員が申告者の自己申告した企業等と経済的利害関係にある場合は、判定に加わることができない。
- 3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 審査経過及び審査結果は、記録として保存する。

(審査結果)

第10条 委員長は、審査終了後速やかに別に定める利益相反審査結果通知書により審査結果を申告者に通知しなければならない。

2 前項の通知に当たっては、審査の判定が前条第1項各号のいずれかに該当する場合は、理由等を付さなければならない。

(異議申立)

第11条 申告者は、審査結果に不服があるときは、別に定める異議申立書により、勧告を受けた日から起算して30日以内に、委員長に対し異議申立てをすることができる。

(事務)

第12条 委員会に関する事務は、体育芸術系支援室が行う。

(その他)

第13条 この部局細則に定めるもののほか、利益相反に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この部局細則は、平成23年10月1日から施行する。